

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国

証拠説明書（2）

2018年（平成30年）8月21日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 升 味 佐江子



同 古 本 晴 英



同 秋 山 淳



同 井 桁 大 介



同 高 橋 涼 子



同 三 宅 千 晶



甲	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)	
5	情報公開法要綱案の考え方(総務省行政管理局編『詳解情報公開法』から抜粋)	写し	H8.12.16	行政改革委員会	「情報公開法制の確立に関する意見」の中の「情報公開法要綱案の考え方」の内容。同考え方では、「原則開示の基本的枠組み」を定めたとされており、被告の答弁書における引用が恣意的であること。
6	衆議院内閣委員会会議録	写し	H10.6.4	衆議院	情報公開法5条第3号及び第4号の解釈について、立法時に、政府委員が「行政機関の長は相当の理由の有無についてこの法律の趣旨に沿って適正に判断すべき」「裁判所は、行政機関の長の判断に合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを審査」「行政機関の恣意的な運用を許容するものではない」などと説明していたこと。
7	行政文書開示請求書	写し	H30.1.4	原告	原告が2018年1月4日、警察庁長官に対して情報公開請求を行ったこと。 原告が開示を求めた文書が、「DNA型データベース、登録指紋のデータベース、指掌紋自動認識システム、Nシステム、画像情報検索システム、外国人個人識別情報、被疑者写真ファイル(いずれも名称が異なる場合は各名称から合理的に理解できる同様のもの)の個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するもの」であったこと。
8	行政文書不開示決定通知書	原本	H30.1.30	警察庁長官	警察庁長官が、自動車ナンバー自動読取システムの保有個人情報管理簿は、不存在であるため不開示とする決定をしたこと。
9	開示決定等の期限の延長について(通知)	原本	H30.1.30	警察庁長官	警察庁長官が、別件請求のうち、不開示と決定したもの以外について、開示・不開示の審査に時間を要するとの理由で、開示決定等の期限を平成30年3月9日に延長したこと。
10	行政文書開示決定通知書	原本	H30.3.9	警察庁長官	警察庁長官が、DNA型照会業務、身元確認照会業務、指掌紋業務及び被疑者写真撮影業務に係る保有個人情報管理簿の一部につき開示する決定を下したこと。

甲	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)	
1 1	e-Gov 電子政府の総合窓口個人情報ファイル簿の検索結果一覧	写し	H30. 8. 13	総務省行政管理局	<p>総務省行政管理局が運営する「e-Gov 電子政府の窓口」にて警察庁を指定して個人情報ファイル簿を検索したところ、63件の検索結果が表示されたこと。</p> <p>上記検索結果一覧の中に、各別件開示文書が含まれていなかったこと。</p>
1 2 の 1 ~ 1 8	個人情報ファイル管理簿(別件開示文書)	写し	不詳	警察庁	<p>原告による別件の情報公開請求(甲7)についての行政文書開示決定(甲10)により、第1準備書面の別紙文書目録記載の各文書が原告に開示されたこと。</p> <p>各文書の各欄記載事項の全部又は一部が開示されていること。</p>
1 3 の 1 ~ 1 2 2	個人情報ファイル管理簿(本件部分開示文書)	写し	不詳	警察庁	<p>本件処分において部分開示とされた文書(本件部分開示文書)がいずれも、①名称、②利用に供される事務をつかさどる係の名称、③利用の目的、④記録される項目、⑤本人として記録される個人の範囲、⑥記録される個人情報の収集方法、⑦記録される個人情報の形状的提供先、⑧保有開始の年月日、⑨保存場所及び備考の記載項目から構成されていること。</p> <p>警察庁長官が本件処分により各項目の記載内容を一律に不開示として原告に開示した122件の状況。</p> <p>なお、甲13の1は、甲3と同一文書である。</p>